

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2017.3.3



# 欧洲アクティブ株式オープン

(為替ヘッジあり)  
(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド	商品分類		
	単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
為替ヘッジあり	追加型	海外	株式
為替ヘッジなし			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年4回	欧洲	ファンド・オブ・ ファンズ	あり(フルヘッジ) なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)」および「欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年3月2日に関東財務局長に提出しており、2017年3月3日に効力が生じております。

## 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号  
設立年月日:1985年8月1日  
資本金:20億円  
運用投資信託財産の合計純資産総額:12兆5,146億円  
(2016年12月30日現在)

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客様専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

## 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



ファンドの名称	略称
欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)	為替ヘッジあり
欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)	為替ヘッジなし

以上を総称して「当ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」といいます。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

特色1

欧洲の株式等を主要投資対象とします。

- ◆ 各ファンドは、ヨーロピアン・エクイティ・ファンド<sup>\*1</sup>への投資を通じて、主として欧洲の株式<sup>\*2</sup>等<sup>\*3</sup>に投資を行います。

各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

\*1 ヨーロピアン・エクイティ・ファンドは、円建のケイマン籍投資信託証券で、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。

\*2 欧州の株式には、欧洲の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式のほか、主要な事業活動を欧洲において展開している企業の株式で欧洲域外(日本を除き、新興国を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているものを含みます。

\*3 株式等には、金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている、預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)および不動産投資信託証券(リート)等を含みます。

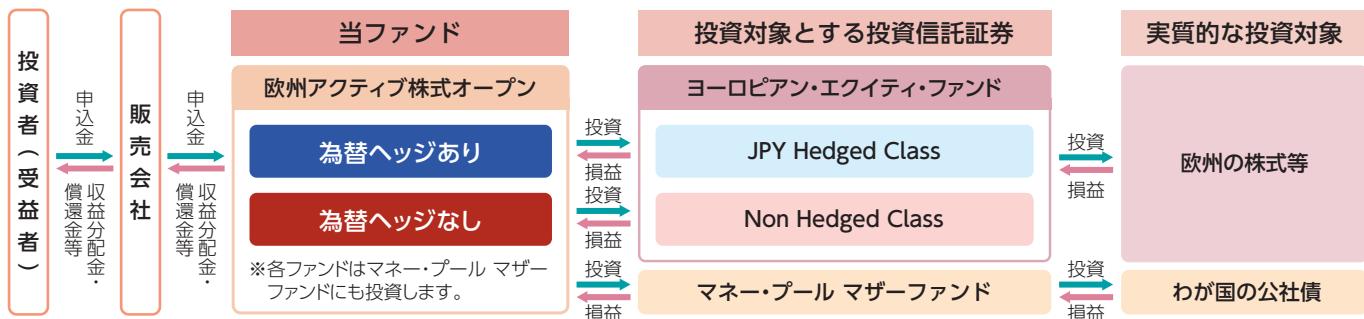
特色2

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2ファンドから選択できます。

- ◆ 「為替ヘッジあり」が投資を行うヨーロピアン・エクイティ・ファンド(JPY Hedged Class)では、原則として対内で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ◆ 「為替ヘッジなし」が投資を行うヨーロピアン・エクイティ・ファンド(Non Hedged Class)では、原則として為替ヘッジを行いません。

## ■ ファンドのしくみ

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンドズ方式により運用を行います。



※ヨーロピアン・エクイティ・ファンドは、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。

※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJ国際投信が運用を行います。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色  
3

## 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 每年3、6、9、12月の5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。  
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

### 収益分配金に関する留意事項

◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。



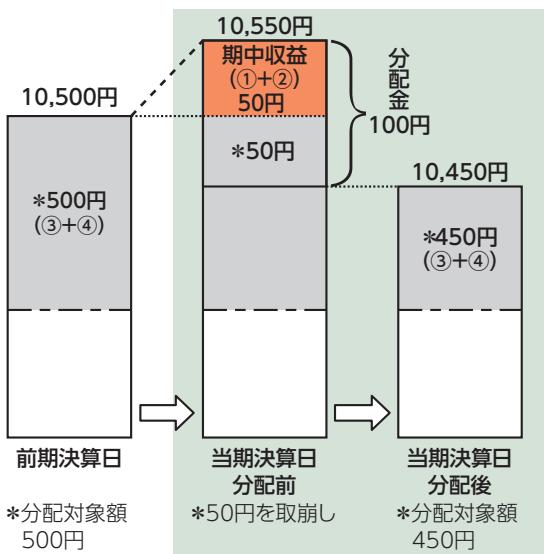
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

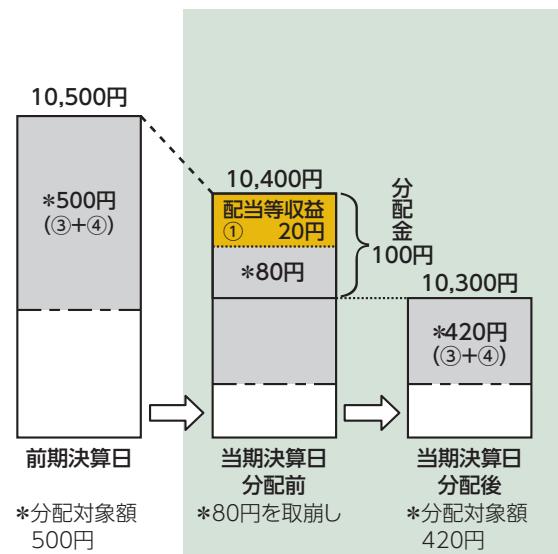
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



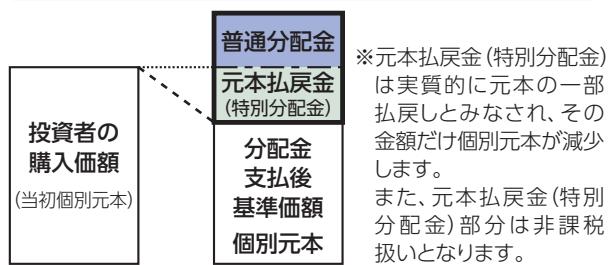
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

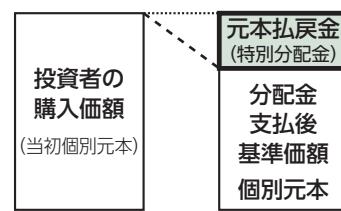
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。

## 追加的記載事項(投資対象とする投資信託証券の概要)

### ■ヨーロピアン・エクイティ・ファンド

名称	ヨーロピアン・エクイティ・ファンド(JPY Hedged Class) (以下、当概要において「JPY Hedged Class」といいます。)
	ヨーロピアン・エクイティ・ファンド(Non Hedged Class) (以下、当概要において「Non Hedged Class」といいます。)
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建
目的及び 基本的性格	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資の基本方針	欧州の株式等を主要投資対象とします。 「MSCI 欧州・インデックス」を参考指標とします。 「JPY Hedged Class」では、外為替予約取引等を利用し、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。
運用方針	<p>1. 欧州の株式<sup>*1</sup>等<sup>*2</sup>を主要投資対象とします。ポートフォリオの構築に際しては、ボトムアップ・アプローチを活用しアナリストによる徹底的な銘柄分析を行います。</p> <p>*1 欧州の株式には、欧州の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式のほか、主要な事業活動を欧州において展開している企業の株式で欧州域外(日本を除き、新興国を含みます。)の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているものを含みます。</p> <p>*2 株式等には、金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている、預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)および不動産投資信託証券(リート)等を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・個別銘柄への投資割合は、取得時において純資産総額の5%または参考指標における構成比+3%の大きい方の範囲内とします。</li> <li>・業種別の投資割合は、原則として参考指標の業種構成比から±20%の範囲内とします。</li> <li>・国別の投資割合は、原則として参考指標の国構成比から±20%の範囲内とします。</li> <li>・預託証書および不動産投資信託証券(リート)への投資割合は、取得時において純資産総額のそれぞれ10%以内とします。</li> <li>・デリバティブの使用はヘッジ目的に限ります。</li> </ul> <p>2. 「JPY Hedged Class」では、原則として対円で為替ヘッジを行います。 「Non Hedged Class」では、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>3. 市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
投資顧問会社	T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
信託期限	無期限
設定日	2014年3月3日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.69%程度(運用報酬:年率0.60%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。

#### 「T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド」について

T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPI」)(所在地:英国ロンドン)は、米国T.ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループは1937年に設立され、グローバルに資産運用業務を行っております。TRPIの親会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。TRPIは、グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

## ■ マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

MSCI 欧州・インデックス(出所:MSCI)。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります。その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。この情報はMSCIの営業秘密であり、またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。



## 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 株価変動リスク

実質的に投資している株式等の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式等の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 為替変動リスク

**<為替ヘッジあり>**  
主要投資対象とする外国投資信託は、主にユーロや英ポンドなど複数の欧洲通貨建等の有価証券へ投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これら外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかるご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

**<為替ヘッジなし>**

主要投資対象とする外国投資信託は、主にユーロや英ポンドなど複数の欧洲通貨建等の有価証券へ投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。そのため、これら外貨建資産の通貨が円に対して強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



# 投資リスク

## ■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

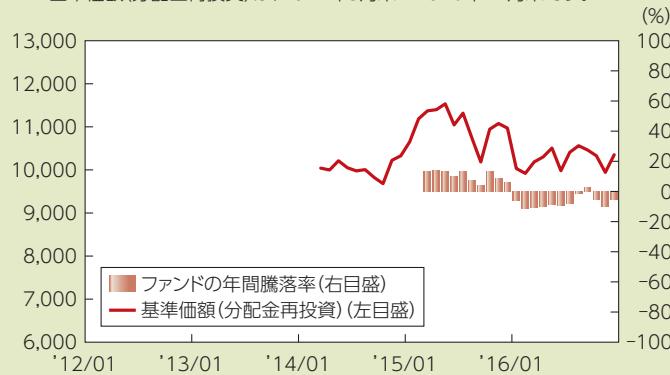
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)

#### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2015年3月～2016年12月です。

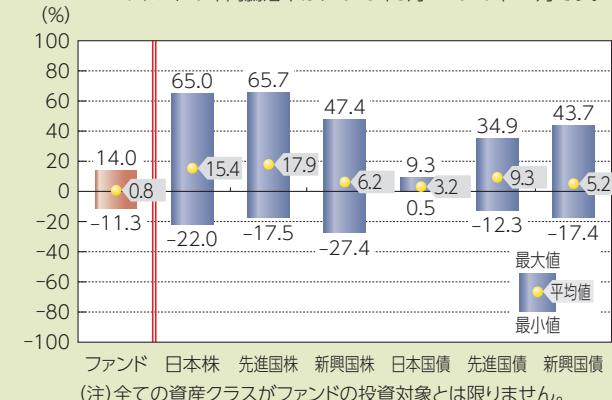
基準価額(分配金再投資)は、2014年3月末～2016年12月末です。



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年1月末～2016年12月末)

ファンドの年間騰落率は、2015年3月～2016年12月です。



・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 欧州アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)

#### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2015年3月～2016年12月です。

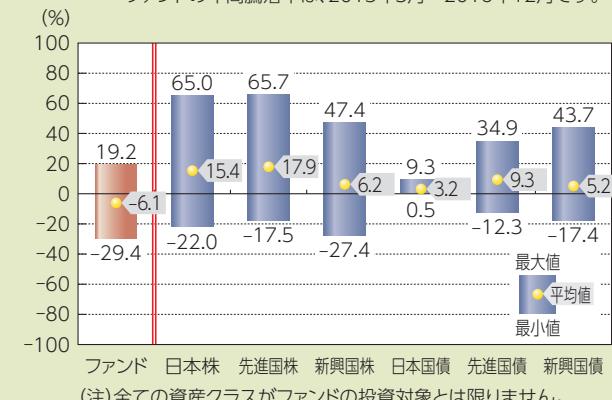
基準価額(分配金再投資)は、2014年3月末～2016年12月末です。



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年1月末～2016年12月末)

ファンドの年間騰落率は、2015年3月～2016年12月です。



・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。



# 投資リスク

## 代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

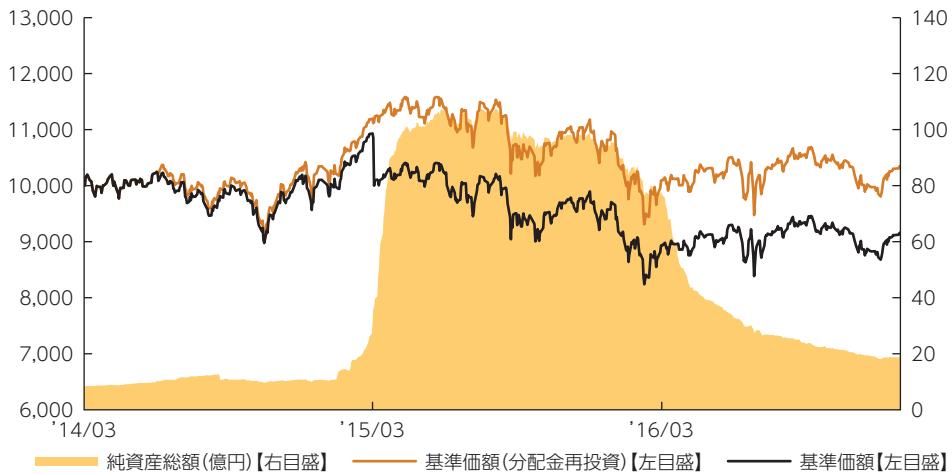


## 運用実績

2016年12月30日現在

欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジあり)

■ 基準価額・純資産の推移 2014年3月3日(設定日)～2016年12月30日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
  - ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	9,164 円
純 資 産 総 額	18.7億円

## ■ 分配の推移

2016年12月	0 円
2016年 9 月	0 円
2016年 6 月	0 円
2016年 3 月	0 円
2015年12月	0 円
2015年 9 月	0 円
直近1年間累計	0 円
設定来累計	1,260 円

・分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

組入上位銘柄	業種	国	比率
1 ネスレ	生活必需品	スイス	5.0%
2 ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	英国	4.2%
3 ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	スイス	3.5%
4 ノバルティス	ヘルスケア	スイス	3.5%
5 HSBCホールディングス	金融	英国	3.4%
6 ボーダフォン・グループ	電気通信サービス	英国	3.4%
7 デューフライ・グループ	一般消費財・サービス	スイス	2.9%
8 チューリッヒ・インシュラنس・グループ	金融	スイス	2.5%
9 アリアンツ	金融	ドイツ	2.4%
10 ワイヤーカード	情報技術	ドイツ	2.4%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
  - ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
  - ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率
  - ・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
  - ・国および業種はT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが定義した区分に基づいています。

## ■ 年間收益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
  - ・2014年は設定日から年末までの収益率を表示
  - ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

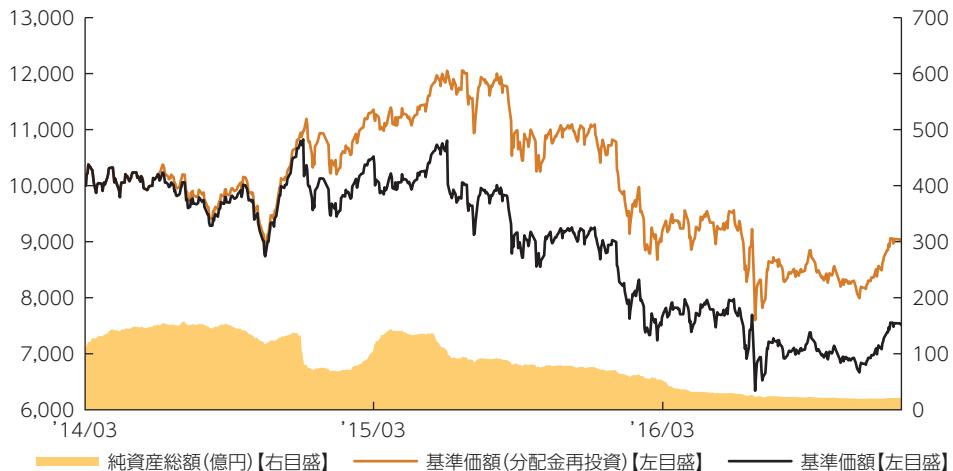


## 運用実績

2016年12月30日現在

欧洲アクティブ株式オープン(為替ヘッジなし)

■ 基準価額・純資産の推移 2014年3月3日(設定日)～2016年12月30日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
  - ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	7,511 円
純 資 産 総 額	21.0 億 円

## ■ 分配の推移

2016年12月	0 円
2016年 9 月	0 円
2016年 6 月	0 円
2016年 3 月	0 円
2015年12月	0 円
2015年 9 月	0 円
直近1年間累計	0 円
設定来累計	1,880 円

- ・分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

組入上位銘柄	業種	国	比率
1 ネスレ	生活必需品	スイス	5.0%
2 ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	英国	4.2%
3 ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	スイス	3.5%
4 ノバルティス	ヘルスケア	スイス	3.5%
5 HSBCホールディングス	金融	英国	3.4%
6 ボーダフォン・グループ	電気通信サービス	英国	3.4%
7 デューフライ・グループ	一般消費財・サービス	スイス	2.9%
8 チューリッヒ・インシュランス・グループ	金融	スイス	2.5%
9 アリアンツ	金融	ドイツ	2.4%
10 ワイヤーカード	情報技術	ドイツ	2.4%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
  - ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
  - ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率
  - ・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
  - ・国および業種はT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが定義した区分に基づいています。

## ■ 年間收益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
  - ・2014年は設定日から年末までの収益率を表示
  - ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>購入価額</b>	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	<b>購入代金</b>	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>換金価額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	<b>換金代金</b>	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	<b>申込不可日</b>	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合は、購入・換金はできません。
	<b>申込締切時間</b>	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	<b>購入の申込期間</b>	2017年3月3日から2018年3月2日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	<b>換金制限</b>	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
	<b>信託期間</b>	2024年3月1日まで(2014年3月3日設定)
	<b>繰上償還</b>	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドの受益権の総口数の合計が20億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなった場合には、当該各ファンドは繰上償還となります。
	<b>決算日</b>	毎年3・6・9・12月の5日(休業日の場合は翌営業日)
	<b>収益分配</b>	年4回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	<b>信託金の限度額</b>	各ファンド3,000億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	<b>運用報告書</b>	6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知られている受益者に交付されます。
	<b>課税関係</b>	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 <b>上限3.24% (税抜 3.00%)</b> (販売会社が定めます)	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.2204% (税抜 年率1.1300%)</b> をかけた額 ※日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。
		支払先 配分(税抜) 対価として提供する役務の内容 委託会社 0.4000% 各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 販売会社 0.7000% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 受託会社 0.0300% 各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
		※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率0.69%程度</b> (運用および管理等にかかる費用) (マネー・プール マザーファンドは除きます。)
	実質的な負担	各ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率1.9104%程度 (税抜 年率1.8200%程度)</b> ※各ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 ※監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。
	※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2016年12月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>